

償却資産(固定資産税)の申告について

毎年1月1日現在、南関町内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定で、償却資産の状況を申告する必要があります。申告書の提出期限は、**令和7年1月31日(金)**です。

◆償却資産とは

個人や法人で工場・商店を営んでいる人、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

種 類	償 却 資 産 の 例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、フェンス、ビニールハウスなど
機械及び装置	各種製造機械設備、土木建設機械、農業用設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備 など
船舶	漁船、ボート、貨物船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両及び運搬具 ※	大型特殊自動車に該当する車両(トラクタなどの農耕作業用自動車については、最高速度が 毎時35km以上 のもの)、台車 など
工具・器具及び備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線 など

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産ではありません。

◆申告書類

毎年12月中に償却資産の申告書類を送付しています。今年度より初めて償却資産の申告を行う人などで、申告書類がない場合はご連絡ください。

申告する人は、下記区分に従い該当する書類(○印)を提出してください。

区 分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
増加資産がある場合	○	○	
減少資産がある場合	○	○	○
資産の増減がない場合	○	○	
資産がない場合	○		
廃業、転出等の場合	○	必要に応じ○	必要に応じ○

※廃業・資産譲渡された場合は、その旨を18備考欄に記載してください。また、廃業していても他の事業者に事業用資産として貸し付けている資産等については事業の用に供しているため申告が必要となります。

◆その他

エルタックス(地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>))からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

その1

控除証明書

生命保険や地震保険、個人年金、ふるさと納税など、確定申告をするときは、控除証明書や寄付金証明書が必要だよ。書類があるか確認してね。無い場合は、生命保険会社や自治体で再発行をお願いしよう！

その2

内訳書・明細書

個人で事業(営業・農業など)をしている場合や不動産収入がある場合は「収支内訳書」、医療費控除の申告を受ける場合は「医療費控除の明細書」の作成が事前に必要だよ！用紙は、役場などで取得できるよ！

もうすぐ始まる
申告相談会

事前準備はお済
ですか？

申告時間
短縮に

詳細は次号
広報なんかん
2月号で！



e-tax はじめてみませんか？

e-taxとは、スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードを利用して、申告書の作成と送信(提出)できるサービスです。特に、還付申告を受ける方におすすめです♪

ステップ1 カードの読み取り

利用者証明書用電子証明書のパスワード(数字4桁)を入力。その後、マイナンバーカードをスマートフォンにかざし、読み取りを開始する。

ステップ2 登録情報の確認

登録されている情報に誤りがないか確認する。誤りがあれば、「訂正」をタップし、編集する。

ステップ3 収入や控除等を入力

該当する収入・所得の項目を選択し、画面の案内に沿って入力。入力が終わったら、同じように控除やその他の情報を入力する。

ステップ4 送信・保存

申告内容等を確認し、誤りがなければ送信。申告書の控えやデータを保存する。

「確定申告書等作成コーナー」はこちら→



問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549